

御殿場市建設工事の中間前金払に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市建設工事執行規則（以下「規則」という。）第42条第2項に規定する建設工事に要する経費の前払金に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、規則第42条第1項の規定により前金払を行った建設工事のうち、次に掲げる要件を全て満たす建設工事を対象とする。

- (1) 中間前金払の申請前に規則第45条第1項に規定する部分払の支払を行った建設工事でないこと。
- (2) 債務負担行為で、工期が複数年度に及ぶ建設工事でないこと。
- (3) 債権譲渡の申請が行われている建設工事でないこと。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表（規則第20条第1項に規定する工程表をいう。以下同じ。）により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2を超えない額とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、受領済の前金払と中間前金払の合計金額は、請負代金額の10分の6以内の額とする。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払を受けようとする受注者（以下「受注者」という。）は、中間前金払の認定請求書（様式第1号）に、工程表及び認定請求明細書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条各号の要件を満たしている

か否かを10日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定書（様式第3号）により、受注者へ通知するものとする。

- 3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払申請書（様式第4号）に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 中間前金払は、中間前金払請求書を受理してから14日以内に行うものとする。

（中間前金払の額の変更）

第6条 市長は、中間前金払を行った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して行うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び請求の方法は、前条の規定を準用する。

- 2 中間前金払の支払を受けた受注者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、受領済の前金払の額と中間前金払の額の合計金額（以下「前金払等の額」という。）が、減額後の請負代金額に基づく前金払等の額に当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前金払等の額の使用状況から著しく不相当であると認められるときは、市長と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、市長が定め受注者に通知する。

（その他）

第7条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。